

Title	『漢書』に見る有司の記述表現：『史記』との比較からの検討
Sub Title	A comparative study on the concept of You si (有司) as found in Shi ji (史記) and Han shu (漢書)
Author	北川, 直子(Kitagawa, Naoko)
Publisher	慶應義塾中国文学会
Publication year	2017
Jtitle	慶應義塾中国文学会報 (Bulletin of The Keio Sinological Society). No.1 (2017.) ,p.26- 50
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA12810295-20170331-0026

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『漢書』に見る有司の記述表現

—『史記』との比較からの検討—

北川直子

はじめに

有司という語は通常「役人」と訳され、特定の官職名ではない。この語が現れるのは比較的古く、伝世文献においては『論語』『子路』篇など、春秋戦国期の多く文献に見られる。出土文献では、伝世文献よりも更に古く、毛公鼎などの西周青銅器の銘文に見られる。西周の金文や官制については、張亜初・劉雨『西周金文官制研究』一九八六年に詳しい考察があるので、その一部を訳し要約することで、まず有司についての説明をしたい。

有司は即ち伝世文献における有司である。(…中略…) 司の字は伝世文献では主ると訓む(『礼記』「曲礼下」曰「司徒疏」、また、事を掌ると訓む(『掌事曰司』、『左氏春秋序』「魯史記之名也」疏)、また、総其れ領^{みな}べると訓む(「凡言司者総其領也」『礼記』「曲礼」下疏引)、つまり有司というのは事を掌る人員の総称である。

西周青銅器、仲枵父鬲の銘文「師湯父有嗣」は「師湯父の事を掌る人員」のことである。榮有嗣鬲の銘文「榮有嗣」は「榮の事を掌る人員」。裘衛鼎(二)(五祀衛鼎)の銘文「厲有嗣」は「邦君厲の事を掌る人員」。裘衛鼎(二)(九年衛鼎)の銘文「顔有嗣」は「顔の事を掌る人員」である。

銘文にしばしば見られる「參有嗣」の称は、伝世文献における「三有司」で、この固定された名詞は特に司徒、司馬、司空という三種の職官を指す。周王朝に三有司、地方の諸侯にも三有司が置かれていた。青銅器、矢令方

彝の銘文「尹三事」、「舍三事令」の「三事」もまた司徒、司馬、司空を指す。「三事」はまた「三事大夫」ともいう。古は、事と吏は同じ字であり、三事は三吏である。

周の官制には、早期・中期・晩期で違いがあるものの、大きく太史寮³と卿事寮に分かれ、三有司は卿事寮に属していた。

史官の長を太史という。(…中略…)太史の地位は比較的高く、西周青銅器の作冊虬卣の銘文では「公太史」と称されている。公と称する職は、決して一般の官吏ではない。番生殷や毛公鼎の銘文には卿事寮と太史寮の語が共に見られる。太史寮は太史とその僚属を指し、卿事寮と太史寮は往々にして併称され論じられることから、当時協力して西周国王の政務を掌った主要部門だったと考えられる。(…省略)

この考察によれば、西周期の有司は「事を掌る人員の総称」だということである。三有司という名詞は伝世文献における三公を指し、卿事寮に属する。そしてその卿事寮と並び周の政治の主要部門である太史寮の太史は、史官の長であり、公を称して、非常に重要な高い地位にあった。

しかし、このような西周の官制も、西周から春秋戦国、統一秦に至るまでに、食邑や食田をもつ卿、大夫、士で序列された宗族の貴族的官制から、月給制の吏を中心とする官制への大きな転換があったと岡歩克は指摘する。⁴ところが伝世文献においては、時代や社会制度が異なっても、三有司や三公、太史公という言葉が頻繁に出現する。太史と史、有司と三有司の違い等に注意する必要があるが、筆者は、同じ有司という言葉が使われていても、社会の変化や個人の個性、つまり異なる時代・異なる撰者によって、その言葉に含まれる意味に違いがあるのではないかと考える。まして、『史記』が編纂された時代は、秦から受け継いだ様々な制度を、漢独自の制度に改めるために試行錯誤した過渡期である。

筆者は拙稿「史記」「封禪書」考——有司の記述に着目して——⁵において、『史記』における有司の記述について分析をしている。そこでは、有司という語が漢代の記述に多く見られることや、太史公自序に、有司としての自負をもって『史記』を編纂したことが窺われる記述があることから、有司の記述と『史記』撰者の視点の近似性について指摘

した。⁶⁾

そこで本稿では、『史記』と同様に漢代の記述を有する『漢書』において、有司という語がどのような記述の中で用いられているのか、またそうした記述に、『漢書』の撰者の⁷⁾、思想や著述傾向につながる特徴的表現や、『史記』との記述表現に違いが見られるのか否かについて、考察する。⁸⁾

一、『漢書』全体における有司の出現傾向とその内容

まず、漢書全体における有司という語の出現傾向とその内容を見ていく。

『漢書』には、「有司」という語が二百二十六箇所見られる。⁹⁾その内訳は、帝紀が四十四箇所、表が二箇所、志が三十四箇所、伝が百四十六箇所である。(文末資料一参照)

帝紀四十四箇所のうち、高帝・惠帝・高后紀を除く、各帝紀に有司という語はほぼ均等に出現していることがわかる。『史記』は通史、『漢書』は漢一代の断代史であるということを考慮する必要があるが、『史記』「本紀」では「孝武本紀」と「孝文本紀」に有司の記述が集中していたのに比べ、『漢書』はその趣むきを大きく異にしている。¹⁾またその内容については、次に文を抜粋して示すように、皇太子や皇后の存立、税制、官吏登用、外交・軍事、刑罰、祭祀に関するもの等非常に幅広い。例文を抜粋して示す。

〔帝紀四十四箇所の一部を抜粋〕

なお、抜粋した文には、現代語訳¹²⁾、篇名、筆者の判断による内容の分類を附した。

正月、有司請蚤建太子、所以尊宗廟也。(正月、有司が早く太子を建てるよう請うた。それが宗廟を尊ぶことである。)¹⁰⁾「文帝紀第四」太子皇后の存立

先是吏多軍功、車服尚輕、故爲設禁。又惟酷吏奉憲失中、乃詔有司減笞法、定箠令。語在刑法志。（これよりさき、吏は軍功多く、車や服装についてはなお輕易であるため、こうした禁止事項を設けたのである。また思うに酷吏は憲を行使するに中正を失している。そこで有司に詔して笞法を減らし箠令を定めた。これについては刑法志に記した。）「景帝紀第五」制度刑法

有司奏請置武功賞官、以寵戰士。（有司は武功の賞官を置くことを奏請し、それによって戰士に恩賞することにした。）「武帝紀第六」官吏登用恩賞

有司奏請減什三、上許之。（有司は十分の三を減額するよう奏請し、主上はこれを許した。）「昭帝紀第七」税制

匈奴呼韓邪單于款五原塞、願奉國珍朝三年正月。詔有司議。（匈奴の呼韓邪單于が五原郡の塞の門を叩き、国の珍宝を奉じて三年正月に朝賀することを願い出た。有司に詔して、審議させた。）「宣帝紀第八」外交・軍事

冬十月、詔曰「乃者九月壬申地震、朕甚懼焉。有能箴朕過失、及賢良方正直言極諫之士以匡朕之不逮、毋諱有司。」（冬十月、詔して言うには「先に九月壬申に地震があり、朕は甚だ恐懼している。朕の過失を戒め得る者、及び賢良方正の直言極諫の士は朕の及ばぬところを匡し、有司を憚ること勿れ。」と。）「宣帝紀第八」官吏登用恩賞

三月壬戌朔、日有蝕之。詔曰「朕戰戰栗栗、夙夜思過失、不敢荒寧。惟陰陽不調、未燭其咎。婁敕公卿、日望有效。至今有司執政、未得其中、施與禁切、未合民心。暴猛之俗彌長、和睦之道日衰、百姓愁苦、靡所錯躬。…（中略）…天見大異、以戒朕躬、朕甚悼焉。其令內郡國舉茂材異等賢良直言之士各一人。」（三月壬申朔、日食あり。詔して言うには「朕は戦々恐々として朝夕過失がないかと反省し、仕事を放置したり自らくつろぐこともできな

い。陰陽は整わず、思うに、その咎は未だ明らかではない。しばしば公卿を戒め、その効驗あるを望むも、今に至るまで有司の行う政は中正を得ておらず、恵と戒めが民心と合致していない。暴戾の俗は益々盛んに、和睦の道は日に日に衰え、百姓は愁い苦しみ、身を置くところもない。…(中略)…天は大異変を顕し、朕の身を戒めた。朕はこれを甚だ悲しむ。それ内郡、国に茂才等賢良直言の士を各々一人挙げさせよ。」と。「元帝紀第九」官吏登用恩賞

冬十月庚辰、皇太后詔有司復甘泉泰畤、汾陰后土、雍五畤、陳倉陳寶祠。語在郊祀志。(冬十月庚辰、皇太后は有司に詔して甘泉泰畤、汾陰后土、雍五畤、陳倉陳寶祠を復活させた。これについては郊祀志に記した)。「成帝紀第十」祭祀宗廟

八月、詔曰「(時)(待)詔夏賀良等建言改元易號、增益漏刻、可以永安國家。朕過聽賀良等言、冀爲海内獲福、卒亡嘉應。皆違經背古、不合時宜。六月甲子制書、非赦令也、皆蠲除之。賀良等反道惑衆、下有司。」皆伏辜。(八月、詔して言うには、「待詔夏賀良等は元号を改め、漏刻を増して、永く国を安らかにするよう建言したが、朕は賀良等の建言を誤って聞き入れ、天下に福を得ようと冀うたが、ついに嘉い應驗はなかった。それは全て、経を違え古に背き、時宜に合わないものであった。六月甲子の制書は、赦令以外は全て除く。賀良等は道に反し衆を惑わすゆえ、有司に下せ。」と)。「哀帝紀第十一」刑罰

三年春、詔有司爲皇帝納采安漢公莽女。語在莽傳。(三年春、有司に詔して皇帝のために安漢公莽の娘を採択する納采の礼を取り行わせた)。「平帝紀第十二」太子皇后存立

もちろん、皇帝は国の統治者であり、当然国の政治全般に関与するので、帝紀の内容が多岐にわたることは、不思議ではない。しかし、多くの文が、漢代の立法手段の一つの方法である、制詔¹³の形を取り、臣下の上奏と皇帝の批答

よって行われていることは、皇帝の政策決定や法令の制定に有司と称される人々が深く関与していたと考えられ、重要である。こうした点は、『史記』『本紀』にも同様のことが言える。ただ、これらの抜粋文で更に注目すべきは、いくつかの文に、有司の職務に対する負の評価記述が見られることである。例えば、『元帝紀』では、「有司の行う政は中正を得ておらず」とあり、「宣帝紀」では「朕の過失を戒め得る者、及び賢良方正の直言極諫の士は朕の及ばぬところを匡し、有司を憚ること勿れ。」とある。この「有司を憚るな」というのは、「刑罰を恐れるな」という意味だと考えられ、有司と刑罰が同一視されている。抜粋文には挙げてはいないが、元帝紀には、他にも「有司は残賊を助長するのみ」などの記述が見られる。なお、抜粋文の景帝紀にも、似たような文「酷吏は憲を行使するに中正を失している。」があるが、ここで挙げられているのは酷吏であって有司とは記述されていない。そのため、この文は、有司に対する負の評価の記述とは考えない。吏、酷吏、有司の関係について検討することは非常に重要であるが、本稿ではまず有司の記述について検討を行い、吏については、稿を改めて論じたい。

こうした有司の職務に対する負の評価記述は、『史記』にも二箇所、「袁盎鼂錯列傳」と「司馬相如列傳」に見られる。

且陛下遷淮南王、欲以苦其志使改過。有司衛不謹。故病死。(且つ陛下が淮南王を遷されたのは、苦しみを以て王の過ちを改めさせようと望まれたもので、有司の宿衛が疎漏であったため、病死されただけでございます。)『史記』「袁盎鼂錯列傳第四十一」

陛下患使者有司之若彼、悼不肖愚民之如此。故遣信使、曉諭百姓以發卒之事、因數之以不忠死亡之罪、讓三老孝弟以不教誨之過。(陛下は使者や有司が彼(唐蒙)のようであることを患い、不肖愚民がこのようであることを悼まれ、それ故私をいに遣わし、士卒を徵發した事を百姓に諭し、不忠、死亡の罪を一つ一つ挙げて、三老や孝弟が民を教誨しない過ちを責めるようにされたのです。)『史記』「司馬相如列傳第五十七」

しかし、この「袁盎鼂錯列傳」の場合は、有司に対する負の評価というより、淮南王の死を悲しむ文帝を慰めるために、袁盎が淮南王の死を有司に帰した記述である。また、「司馬相如列傳」では、巴蜀における唐蒙の徵発に端を發した人民の騒動を鎮めるため、司馬相如が武帝の意を伝える檄文を記した、その中での表現である。あくまでも「使者や有司が唐蒙のようであることを思う」という、唐蒙個人を強調した記述の仕方である。少なくとも、『史記』では、この二箇所以外に、直接的に有司に対して負の評価を示す表現は見られない。しかし『漢書』では、こうした表現がしばしば現れる。

なお、この二つの例文とほぼ同様の文が『漢書』にも見られる。

次に「八表」である。「表」の有司記述は、「八表」のうちの「高惠高后文功臣表」にしか見られず、その箇所も二箇所にはすぎない。その内容は次のとおりである。

〔高惠高后文功臣表第四の二箇所抜粋〕

高后二年、復詔丞相陳平盡差列侯之功、錄弟下竟、臧諸宗廟、副在有司。(高后二年、また丞相陳平に詔して列侯の功を尽く評定させ、下の階級の者も記し、これを宗廟に収め、副本を有司のもとにおいた。)
 「高惠高后文功臣表第四」官吏登用恩賞

故孝宣皇帝愍而錄之、乃開廟臧、覽舊籍、詔令有司求其子孫、咸出庸保之中、並受復除、或加以金帛、用章中興之德。(故に孝宣帝は愍れみこれを記録し、廟藏を開き、旧籍を見て、有司に詔してその子孫を探し求めさせたところ、皆雇われの雑役をする者の中から見出された。いずれも夫役を免除され、金帛を賜い、中興の徳を明らかにした。)
 「高惠高后文功臣表第四」官吏登用恩賞

この二つの文は、いずれも功臣やその子孫に対して、いかに報いるかということを示す文章である。功臣に対する恩賞は、帝国の安定維持にとって重要な政策課題である。有司はそうした政策にも関与していた。また、「副在有司」

という記述から、ここでの有司は、文書を扱い保存する者だということが言えるだろう。

なお、『史記』の表には、有司の記述は見られない。

次は「十志」である。「志」には有司の記述が三十四箇所見られるが、この内の二十四箇所が、上下合わせた「郊祀志」に集中している。「郊祀志」の次に多いのが上下合わせた「食貨志」で四箇所、次が「五行志」の上と中之下を合わせた三箇所、そして、「律曆志」上の二箇所、「礼楽志」一箇所、「刑法志」一箇所である。

『史記』においても、「書」の有司記述二十三箇所の内、十五箇所が「封禪書」に見られ、他の篇目とは異なり突出して多かったことから、『漢書』「郊祀志」の二十四箇所というこの結果は、驚くことではない。漢代において有司と称される人々が、祭祀に深く関与していたことの一つの証左であろう。郊祀志の文は、その内容が祭祀関係であることは明らかなので、ここでは抜粋しない。なお、武帝以前の郊祀志の文は、全て『史記』「封禪書」にほぼ同様の文章が見られる。

そして最後は「列傳」である。「列傳」に、有司の記述は百四十六箇所ある。

列傳は、箇所数が多いので、特徴を挙げながら、例文としてその一部を抜粋していく。

「列傳」の中で有司の記述が最も多いのが、「景十三王傳」十三箇所と上下合わせた「外戚傳」十三箇所である。そして次が「何武王嘉師丹傳」九箇所、「宣元六王傳」八箇所と続く。

「景十三王傳」は、孝景帝の十四人の息子及びその子孫の記録である。皇帝の息子は諸侯王となるので、諸侯王の記録と言ってもよい。孝景帝の息子は十四人だが、この内徹は皇帝となるので、徹を除く十三王の「傳」である。この十三箇所ある有司記述の内、実に十二箇所が、有司の諸侯王誅殺や王の廢位、領地の削減を求めるものである。例えば、

元取故廣陵厲王、厲王太子及中山懷王故姬廉等以爲姬。甘露中、冀州刺史敞奏元、事下廷尉、逮召廉等。元迫脅凡七人、令自殺。有司奏請誅元、有詔削二縣、萬一千戶。(元は、もとの広陵の厲王と厲王太子及び中山の懷王のもとの姫妾廉らを姫とした。王甘露年間、冀州の刺史敞が元のことを上奏したので、事は廷尉に下され、廉らは

逮捕護送された。元は凡そ七人を脅迫し、自殺させた。有司は元の誅殺を上奏した。詔があり、封地から二県、一万一千戸が削られた。」景十三王傳第二十三」刑罰

のように、多くが、景帝の子の子孫の素行不良により、領地を削られたり、王位を廃されたりするものである。諸侯王は、漢初独自の自治権を持ち、勢力もあり、中央政府にとつては、大きな脅威であった。そのため、文帝時代の賈誼や景帝時代の鼂錯が、諸侯王の勢力削減策を提唱していたのである。その後呉楚七国の乱を経て、推恩令などが施かれ、その勢力は衰えた。しかし、諸侯王の素行不良を理由に前漢末まで、誅殺や王位の廃止を請う上奏が行われる。この元の事例も、既に宣帝時代に入ってからのものである。文帝時代の勢力削減政策としての刑罰と、元などの場合の刑罰は、その意味が異ってきており、ここで誅殺を上奏する有司の質も、文帝時代とは異なることが想定できる。また「外戚傳」も、「景十三王傳」とは少し趣を異にするものの、やはり刑罰を請うものが多い。例文を挙げる。

哀帝崩、王莽秉政、使有司舉奏丁・傅罪惡。莽以太皇太后詔皆免官爵、丁氏徙歸故郡。莽奏貶傅太后號爲定陶共王母、丁太后號曰丁姬。(哀帝が崩御すると、王莽は政事を乗り、有司に丁氏・傅氏の罪惡を奏上させた。莽は太皇太后の詔をもって、二氏の一族の官爵を全て罷免し、丁氏の一族は移されて故郷に帰った。莽は奏上して傅太后の号を貶し、定陶共王母とし、丁太后の号を丁姬とした。)「外戚傳第六十七下」(刑罰)

ここでは、王莽が政治を掌握するために、氏・傅氏の罪を有司に上奏させている。有司が、一つの政争の具となっていることを示す文である。また、『史記』では有司が直接「有司請」や「有司曰」という表現で皇帝に発言しているが、『漢書』では、本来上奏を行おうとする者が、有司を通して上奏を行うというように、表現されることが増えている。

ここまで、『漢書』全体における有司の出現傾向とその内容を見てきた。

有司は、皇帝の側近くで、様々な政策に関与できる立場にあり、その中でも、祭祀や刑罰への関与が大きいと言える。この全体的な傾向は、『史記』においても見られるものである。ただ、『史記』にはあまり見られない記述として、『漢書』では、有司に対する負の評価記述がいくつか見られる。このことには、注意が必要である。そしてもう一つ重要な点は、「外戚傳」の例文に見られるように、有司が政争の具となっていることである。

また、これまで見てきた文の多くが、制詔の形をとっていることから、有司というのが、文書を掌る尚書の官にすぎないということもいえるかもしれない。しかし、前漢初期から武帝時代、前漢末期と後漢以降とでは、官制が大きく変化している。有司という言葉に含まれる意味が、時代や撰者によって異なると考えられるため、安易に一つの官職名や職掌を当てはめて、有司を判断することはできない。そのため筆者は、有司の文を一つ一つ検討することには、意味があると考える。

二、『漢書』の武帝以前の記述と『史記』

『漢書』は、先学の多くが指摘するように、武帝以前の記述は、ほとんど『史記』から採られたものである。このことは、前述の一、において指摘した通り、武帝以前の「郊祀志」における有司の記載が、全て『史記』「封禪書」にほぼ同じ内容のものが見られるということと合致する。

そこで、二、では、『漢書』の二百二十六箇所の有司の記述と『史記』とが、どのような関係にあるのかを具体的に見ていくことにする。

まず、『史記』の記述が前漢の武帝までであることから、二百二十六箇所の有司の記述を、武帝以前と昭帝以後に分け、分析した。

二百二十六箇所の内、武帝以前は七十八箇所、昭帝以後は百四十八箇所と、約三分の一が武帝以前の記述であった。そして、この七十八箇所の内五十五箇所に、『史記』と同様の記述が見られた。共通性が特に著しいのが郊祀志、文帝紀、淮南衡山濟北王傳である。各一文ずつ例を挙げる。

「郊祀志」上下二十四箇所の内、武帝以前の記述は十四箇所でほぼ同様」

高祖十年春、有司請令縣常以春二月及臘祠稷以羊彘、民里社各自裁以祠。制曰「可。」（高祖十年の春、有司は県に、常に春二月と冬十二月、羊と彘をもって社稷を祀らせ、民里の社は各々自らの財をもって祀らせたいと請うた。よろしいと裁可された。）『漢書』「郊祀志第五上」

高祖十年春、有司請令縣常以春三月及時臘祠社稷以羊豕、民里社各自財以祠。制曰。可。（高祖十年の春、有司は県に、春三月と冬十二月、羊と豕をもって社稷を祀らせ、民里の社は各々自らの財をもって祀らせたいと請うた。よろしいと裁可された。）『史記』「封禪書第六」

「文帝紀」七箇所全て武帝以前の記述でほぼ同様」

三月、有司請立皇后。皇太后曰「立太子母竇氏爲皇后。」（三月、有司が皇后を立てるよう請うた。皇太后は「太子の母竇氏を立てて皇后とせよ」おっしゃった。）『漢書』「文帝紀第四」

三月、有司請立皇后。薄太后曰。諸侯皆同姓。立太子母爲皇后。（三月、有司は皇后を立てることを請うた。薄太后は、「諸侯は皆同姓であるため、太子の母を立てて皇后とせよ」とおっしゃった。）『史記』「孝文本紀第十」

「淮南衡山濟北王傳」五箇所の内、武帝以前の記述は四箇所でほぼ同様」

有司請逮治衡山王、上不許、爲置吏二百石以上。（有司が衡山王を逮捕して取り調べることを請うたが、上はそれを許さず、吏の二百石以上を天子が置くこととした。）『漢書』「淮南衡山濟北王傳第十四」

有司請逮治衡山王。天子不許。爲置吏二百石以上。（有司が衡山王を逮捕して取り調べることを請うたが、天子はそれを許さず、吏の二百石以上を天子が置くこととした。）『史記』「淮南衡山列傳第五十八」

上記例文のように、記述内容はほぼ同じである。ただ「郊祀志」の二月と三月、稷と社稷、「文帝紀」では『史記』「孝文本紀」に「諸侯皆同姓」の語が入るものの皇太后と薄太后、太子母竇氏と太子母、「淮南衡山濟北王傳」では上と天子というような違いがあるだけである。稲葉一郎によれば、こうした違いは、班固が東觀の蔵書を利用できる立場にあり、資料の収集も充実していたからだという。そして、そうした有利な立場から『史記』の叙述の誤謬を正し

たとする。¹⁷⁾

このように、日付や固有名詞の名称の違いはあるものの、文の構造や内容はほぼ同じである。このことから、上述の一、において「有司は、皇帝の側近くで、様々な政策に関与できる立場にあり、その中でも、祭祀と刑罰への関与が大きい」という、『史記』と同様の傾向が見られたのは、武帝以前の記述に、『史記』から多くの文が引用されていることが、大きく影響していると考えられる。また『漢書』の帝紀において、高帝・恵帝・高后紀に有司の記述がないことと、『史記』に恵帝の本紀がなく、有司記述も「呂后本紀」に一つあるだけで「高祖本紀」にはないということとは、無関係ではないだろう。

そして、更に重要なことは、武帝以前の記述が、ほとんど『史記』の記述であるということとは、逆に、『漢書』独自の特徴を見出すためには、昭帝以後の記述と武帝以前で『史記』には見られない記述、及び『漢書』と『史記』の記述の違いについて考察する必要があるということだ。

そこで、次の三、では、これらの記述について検討する。

三、『漢書』の記述傾向

この章では、『漢書』の特徴を抽出するために、(一)昭帝以後の記述、(二)武帝以前で『史記』には見られない記述、(三)『漢書』と『史記』に共通するエピソードにおける両者の違いについて検討していく。

(一) 昭帝以後の記述

『漢書』における有司記述二百二十六箇所内、昭帝以後の記述は、百四十八箇所である。この百四十八箇所の記述を見ていくと、帝紀については、一、において例文を挙げたように、その文の内容は、太子・皇后の存立、税制、官吏登用、外交・軍事、刑罰、祭祀と多岐に及び、有司が皇帝の側近くで、様々な政策に関与していたということが、昭帝以後の記述についても言うことができる。ただ、一、でも指摘したが、昭帝以後の文には、有司の職務に対して

負の評価をしている文がいくつか見られるようになる。例えば、一、で挙げた「宣帝紀」や「元帝紀」の例文以外にも、

詔曰「……（性）〔往〕者有司多舉奏赦前事、累增罪過、誅陷亡辜、殆非重信慎刑、洒心自新之意也。……」（詔して言うには「……先に有司は赦令以前のことまで余分に奏上して罪過を積み重ね、無実の者を責め陥れたが、それでは信を重んじ刑を慎み、心を自ら一新しようとする朕の意にそぐわない。……）」「平帝紀第十」制度刑法

詔曰「……至今有司執法、未得其中、或上暴虐、假勢獲名、溫良寬柔、陷於亡滅。是故殘賊彌長、和睦日衰、百姓愁怨、靡所錯躬。……」（詔して言うには「……今に至るまで有司は法を執るも、未だその正を得ず、ある者は暴虐を尊び、權勢を借りて名声を得、溫良寬柔は滅亡に陥った。故に殘賊は増長し、和睦は日々衰え、百姓は愁い身を置くところもない。……）」「哀帝紀第十一」制度刑法

などの記述が見られる。こうした表現は、詔の中の言葉で、皇帝の有司に対する負の評価を記述したものである。有司に対する直接的な負の評価記述は『史記』ではあまり見られないもので、こうした表現が現れるということは、撰者と有司の間で、『史記』とは異なる状況があると考えられる。

また、有司の職務に対する負の評価記述は、「帝紀」だけではなく、「刑法志」などにも見られる。

有司無仲山父將明之材、不能因時廣宣主恩、建立明制、為一代之法、而徒鉤摭微細、毛舉數事、以塞詔而已。是以大議不立、遂以至今。（有司には仲山父のような才能を持つものがないなかったため、時宜に応じて主上の恩徳を宣揚し、明制度を建立し、一代の法を作ることができず、いたずらに些細なことを拾い、毫毛ほどのことを取り上げて詔にこたえる始末であった。かくて肝心の議論が成立しないまま、ついに今日に至った。）」「刑法志」制度刑法

これは、成帝の詔に対する有司の対応を批判したものである。皇帝の有司に対する負の評価記述だけでなく、『漢書』の撰者の有司に対する負の評価記述も現れる。

こうした有司の職務に対する負の評価記述以外に、昭帝以後の文章の特徴として挙げられるのが、「下有司」という表現である。例えば次のような文である。

豫章太守廖奏言「……陛下聖仁、於賀甚厚、雖舜於象無以加也。宜以禮絕賀、以奉天意。願下有司議。」議皆以爲不宜爲立嗣、國除。(陛下は聖明仁慈であられ、賀を遇すること甚だしく、舜の象における場合もこれ以上ではありません。されば礼に従い、賀の家を断絶し、天意に沿うべきであります。願わくばこの議を有司に下げ渡し評議させられますよう」と言った。皆賀の後嗣を立てるべきではないとし、その国は除かれた。)[武五子傳第三十三] 刑罰

太子少傅匡衡對、以爲「大臣者、國家之股肱、萬姓所瞻仰、明王所慎擇也。…而嘉(懲)〔猥〕稱雲、欲令爲御史大夫、妄相稱舉、疑有姦心、漸不可長、宜下有司案驗以明好惡。」嘉竟坐之。(太子少傅匡衡が対えて言うには「大臣の地位は國家の股肱、萬民の仰ぎ見るところ、明王の慎重な選択をすべきところで…然るに嘉はさかんに雲を讃えて御史大夫にしようとし、みだりに褒め上げているのは、邪心があるように疑われます。こうしたことを助長してはならず、有司に下げ渡し、検問させて善悪を明らかにすべきです。」と。嘉はついにこのことで罪を得た。)[楊胡朱梅云傳第三十七] 刑罰

「五武子傳」は、孝武帝の六人の子とその子孫の記録である。「景十三王傳」と同様、諸侯王の記録である。上に挙げた例文では、王賀に淫乱の振る舞いがあり、帝位を廢され国に戻された後、更に嫌疑をかけられて賀が亡くなった後の状況で、家まで断絶させるよう請う文章である。これは、有司が上奏したのではなく、豫章の太守廖が上奏した文である。その中で、太守廖がこうした案件を有司に下して審議させるよう皇帝に請うている。これまでの刑罰に

関する有司の記述は、「有司請」や「有司曰」などの形で、有司が直接皇帝に上奏するものであったが、昭帝以後は、有司ではない第三者が有司に審議させるよう皇帝に請うという形の文が現れる。それが「下有司」という言葉を用いた表現である。

「楊胡朱梅云傳」についても、上奏しているのは、有司ではなく、太子少傅匡衡である。

このように、昭帝以後の特徴としては、有司に対して負の評価記述が現れること、また誅殺を請うなどの主に刑罰に関わる記述に、『史記』には見られなかった「下有司」という語が使用され始めることが挙げられる。なお管見の限りではあるが、「下有司」という表現は、先秦文献にも見られない。『漢書』の主として昭帝以後の文から現れる始める表現である。

(二) 武帝以前で『史記』には見られない有司の記述

武帝以前の記述は七十八箇所、この内、『史記』には見られない文は、二十三箇所ある。例えば、「景帝紀」と「萬石衛直周張伝」には、次のような記述がある。

後元年春正月、詔曰「獄、重事也。人有智愚、官有上下。獄疑者讞有司。有司所不能決、移廷尉。有令讞而後不當、讞者不爲失。欲令治獄者務先寬。」（後年元年春正月、詔して言う、「獄は重大事である。人に知者と愚者があるように、官にも上下の別がある。」罪疑わしきは、有司に上奏し、有司が判断できないものは、廷尉に移せ。審議して後、これが当たらなくとも、審議した者の過失とするな。治獄を行うものが先ず寛容に務めよ。）」景帝紀 第五「刑法制度

「……乃者封泰山、皇天嘉況、神物並見。朕方答氣應、未能承意、是以切比閭里、知吏姦邪。委任有司、然則官曠民愁、盜賊公行。……」（先に泰山で封禪をした時、天帝はこれを嘉し、賞賜して、瑞祥が並び現れた。朕は身を修めて瑞氣応驗に報い答えているが、まだ天意にかなうことができず、そこで巡幸して閭里を通過して親しく民

と接近して初めて吏の姦悪を知ることができた。朕としては、有司に委任していたのに、彼らは職責を果たさず、官職を空しくして民を愁苦させ、盜賊を公然と横行させている。」〔萬石衛直周張伝第十六〕官吏登用恩賞（武帝の石慶に対する言）

「景帝紀」の文では、疑獄については、まず有司に上奏するよう記している。『史記』では「有司」が直接皇帝に上奏する段階が描かれるが、『漢書』の特に昭帝以後においては、疑獄を上奏する者、有司、皇帝という三者の間の二段階で上奏する表現が見られる。有司が直接皇帝に意見を述べると、第三者が有司に上奏するものではなく、同じ有司という語を含む記述でも、両者の性質は大きく異なると思われる。この文は武帝以前の文だが、『漢書』独自の記述表現の特徴を示していると言える。

次に「萬石衛直周張伝」の文である。この文は、武帝期のものであるが、『史記』にこうした内容の文はない。『史記』には見られない『漢書』の武帝期の記述には、昭帝以後の文と同様に「有司は職責を果たしていない」という、有司に対する負の評価記述が見られる。『史記』には早期に失われた部分があることを考慮する必要があるが、現存する『史記』に、有司に対する直接的な負の評価記述がほとんどみられないことを考えると、同じ武帝期を描いていても、そこから受ける印象は、随分異なるものとなる。

（三）『漢書』と『史記』の記述の違いからの検討

有司という語が具体的に誰を指しているのか、はっきりしないものが多いのだが、『漢書』と『史記』に共通して記載されているエピソードを比較することで、その人物像がはっきりする場合もある。例えば、「淮南衡山濟北王傳」である。『史記』には「孝文本紀」と「淮南衡山列傳」に同様のエピソードが見られる。

丞相張敖、典客馮敬行御史大夫事、與宗正・廷尉雜奏「長廢先帝法、不聽天子詔……（中略）……長所犯不軌、當棄市、臣請論如法。」制曰「朕不忍置法於王、其與列侯吏二千石議。」列侯吏二千石臣嬰等四十三人議、皆曰「宜論

如法。」制曰「其赦長死罪、廢勿王。」有司奏「請處蜀嚴道邛郵、遣其子・子母從居、縣爲築蓋家室、皆日三食、給薪菜鹽炊食器席蓐。」(丞相張蒼、典客馮敬は御史大夫のこゝを、宗正・廷尉と共に上奏した。「長は先帝の法を廢し、天子の詔を聽かず、…(中略)…長は不法行為は、棄市にあたります。臣は法に則り処罰することを願います。」と。詔して言うには「朕は、王に法を適用するのが忍びない、そこで列侯二千石と審議せよ。」と。列侯二千石臣嬰等四十三人議して皆曰く、「宜しく法に則り処罰すべきです」と。詔に「長の死罪を赦し、廢して王とするなかれ」と。有司は「王を蜀郡嚴道県の邛の宿場に流し、その子の母を共に住ませ、県には王のため家を建てさせ、日に三度の食事と薪・野菜・塩・炊事具・敷物・寝具などを供給したい」と奏上した。)『漢書』「淮南衡山濟北王傳第十四」

有司言淮南王長、廢先帝法、不聽天子詔…(中略)…欲以危宗廟社稷。羣臣議皆曰、長當弃市。帝不忍致法於王、赦其罪、廢勿王。羣臣請處王蜀嚴道邛都。(訳文は上記『漢書』の文とほぼ同じであるので省略する。)『史記』「孝文本紀第十」

丞相臣張倉、典客臣馮敬、行御史大夫事宗正臣逸、廷尉臣賀、備盜賊中尉臣福昧死言。淮南王長廢先帝法、不聽天子詔…(中略)…長當弃市。臣請論如法。制曰。朕不忍致法於王。其與列侯二千石議。臣倉、臣敬、臣逸、臣福、臣賀昧死言。臣謹與列侯吏二千石臣嬰等四十三人議。皆曰。長不奉法度、不聽天子詔。乃陰聚徒黨及謀反者、厚養亡命、欲以有爲。臣等議論如法。制曰。朕不忍致法於王。其赦長死罪、廢勿王。臣倉等昧死言。長有大死罪。陛下不忍致法。幸赦、廢勿王。臣請處蜀郡嚴道邛郵、遣其子母從居。縣爲築蓋家室、皆慶食、給薪菜鹽炊食器席蓐。(訳文は上記『漢書』の文とほぼ同じであるので省略する。ただし、テキストの句点の切り方の違いから、『漢書』では御史大夫の事を行うのは、馮敬であるが『史記』では宗正の臣逸となっている。)『史記』「淮南衡山列傳第五十八」

『史記』「孝文本紀」の有司は、『史記』「淮南衡山列傳」や『漢書』「淮南衡山濟北王傳」の記述から、丞相張蒼、典客馮敬、宗正、廷尉などの高官であることがわかる。一方『漢書』「淮南衡山濟北王傳」の有司は、『史記』では群臣あるいは臣となつてゐる。両者の前後の文脈から、『漢書』の有司は、列侯二千石臣嬰等四十三人や臣蒼等のことと考えられるが、断定はできない。ただ、有司を丞相や御史大夫、廷尉などの高官や列侯吏二千石の臣だと考えると、有司が皇帝の側近くで、太子や皇后の存立、税制・官吏登用・外交・軍事・刑罰・祭祀など多岐にわたる国家政策に関与できたということと矛盾はしない。

『漢書』の有司の記述は二百二十六箇所あり、それぞれの有司が示す像は必ずしも一つではない。しかし、丞相や御史大夫などの高官も『漢書』における有司の一つと考えることはできるだろう。

四、『漢書』における「下有司」という表現の検討

前述の三、では、『漢書』の昭帝以後の記述、『漢書』の武帝以前で史記には見られない記述、及び『漢書』と『史記』に共通するエピソードにおける両者の違いについて検討することで、『漢書』の特徴的表現の抽出を試みた。その結果、『漢書』では、有司に対する負の評価表現が多いこと、そして、『史記』以前には見られなかった「下有司」という表現が現れること、また、一、二の例文からではあるが、有司が丞相や御史大夫、廷尉などの高官である場合があることを指摘した。

そこで四、では、この「下有司」という語について、更に検討を進めていく。

「下有司」「下有司議」「下有司案驗」などの語は、『漢書』では、昭帝以後の有司表現百四十八箇所の内三十二箇所、武帝以前の有司表現七十八箇所の内一箇所の、合計三十三箇所に見られる。この武帝以前の有司の記述一箇所は、『史記』のエピソード自体は簡単に記されているが、有司としての記述は見られないので、「下有司」という語は明らかに『漢書』の特徴的表現とすることができよう。具体的に見ていこう。

まず、この三十三箇所の内には、宗廟や瑞祥などの内容も含まれているが、その半数以上は、刑罰に関わるもので

ある。そして三、(一)で示したような、疑獄などの案件を有司に下すよう上奏する者↓上奏先・皇帝↓実行者としての有司という流れが見られる。ここではこうした表現の刑罰と皇帝後継問題についての例文を挙げる。

安世遂從獄中上書、告敬聲與陽石公主私通、及使人巫祭祠詛上且上甘泉當馳道埋偶人、祝詛有惡言。下有司案驗賀、窮治所犯、遂父子死獄中、家族。(朱安世はついに獄中から上書して敬聲(賀の子)が陽石公主と私通していること、また彼が巫に祭らせて主上を呪詛し、北山の甘泉宮に上る時、御成道に偶人を埋めさせ、呪いをかけ悪罵したことを告発した。よってその上奏を有司に下げ渡し、賀の罪を調べさせた。その罪状が徹底的に調べられ、ついに父子は獄中で死に、その一家も族滅された。)「公孫劉田王楊蔡陳鄭傳第三十六」刑罰(武帝以前の記述)

賢父上書訟罪、告廣漢、事下有司覆治。禹坐要斬、請逮捕廣漢。(賢の父は上書して無罪を訴え、廣漢を告訴した。案件を有司に下げ渡して再び調べさせ、その結果、禹は腰斬の刑に処せられ、廣漢の逮捕が奏請された。)「趙尹韓張兩王傳第四十六」刑罰

莽既尊重、欲以女配帝爲皇后、以固其權、奏言「皇帝即位三年、長秋宮未建、液廷媵未充。…(中略)…博采二王後及周公孔子世列侯在長安者適子女。」事下有司、上衆女名、王氏女多在選中者。(莽は既に尊重されたが、女を帝に娶わせ皇后とすることによってその権力を固めたいと望み、「皇帝は位に即いて三年になられますが、長秋宮はまだ建てられず、奥向きの媵もまだ揃っておりません。…(中略)…そのためには、博く前二朝の王の後裔及び周公、孔子の子孫や長安における列侯の嫡出の子女からお選びなさいませ。」と言上した。事は有司に下げ渡され、多くの女子の名簿が提出されたところ、その中に王氏の女が多く選ばれていた。)「王莽傳第六十九上」後継

これらの例文にみられる「下有司」の有司とはどういう人々なのだろうか。もちろん疑獄案件を調べる以上、それは廷尉などの司法を掌るものであることは間違いない。ただ廷尉という高官を指すのか、その属官を指すのか、更に

地方の司法官を指すのか、また、漠然と司法を掌る者またはその部署という意味で使われているのかという問題は、残るように思われる。皇帝の皇后選びのための名簿を作成するというのも、同様である。少なくとも「有司曰」などの表現で、皇帝に直接意見や政策を述べていた有司とは異なる像の有司の記述だとと言えるだろう。

次に、少し視点を変えて「下有司」という表現を、文章の制式化という点から考えてみたい。

文章の制式化については、徐公持が、秦代に皇帝が使用する言葉として命を「制」、令を「詔」としたことや、臣下が使用する言葉として李斯が自らを「臣」と称し上奏の際には必ず「丞相臣斯昧死言」という言葉を使用したことを指摘している。徐公持によれば、「昧死言」という表現は、李斯以前では韓非子に見られるものの、その用例は非常に少ないことである。そして、そうした言葉が使われた背景として、君臣関係の変化があるとする。春秋時代の君臣関係は、臣下は君主の統治権力を認めると同時に君主に対して道徳を要求し、もし道徳が守られなければ、その統治権力の合法性を否定することができる相対的な君臣関係であったとする。しかし戦国を経て統一秦になると、それが絶対的な君主関係に変わり、君主に対する表現も、皇帝の威厳と権力を際立たせるため、君臣の上下・貴賤をはっきり分け、甚だしきは自らの人格をも抹殺してしまう「昧死言」という表現を用い始めると指摘する。この表現は、秦代の制度を受け継いだ漢代にも引き継がれ、その後二千年余り使われ続けてきたという¹⁸⁾。

「下有司」という語も、先秦文献や『史記』には見られない言葉だが、『漢書』に現れて以降、『後漢書』や『宋史』などの史書文献にしばしば見られるようになる表現である。「下有司」という語を、『漢書』の撰者が李斯のように意識的に用いたかどうかはわからない。あるいは『漢書』の編纂に当たり利用した資料の中に、こうした表現があり、それをそのまま使用した可能性もある。しかしいずれにせよ「下有司」は、上位の者から下位の者への言葉、つまり皇帝の立場からの表現であり、『漢書』の撰者は、皇帝の立場からの表現を用いて、『漢書』を編纂したということが言えるだろう。

おわりに

ここまで、『漢書』において、有司という語がどのような記述の中で用いられているのかを、例文を挙げながら検討してきた。

『漢書』における有司は、皇帝の側近くで、皇太子や皇后の存立、税制、官吏登用、外交・軍事、刑罰、祭祀等の重要な政策の決定に関与できる立場にあり、特に、祭祀と刑罰への関与が大きい。このことは『史記』においても見られたことである。

しかし、『漢書』には『史記』には見られない特徴が大きく二つあった。一つは、有司の職務に対する負の評価表現、もう一つは、「下有司」という表現である。「下有司」という言葉からは、上奏者と皇帝と実行者としての有司という三者の存在が見える。『史記』において「有司曰」「有司請」などの直接的な表現で政策に影響を与えていた有司とは、異なる像の有司が『漢書』には見られる。つまり、昭帝以後の『漢書』で有司と称される人々、特に「下有司」で表現される人々と、『史記』において有司と称される人々に、違いがあるのではないかとということである。

『漢書』においても、有司は『史記』に見られたのと同様に、重要な政策に関与している。そのことからすると、『漢書』においても、そうした政策に関与できる高官を有司と見なしていると言える。しかし、『漢書』では、そうした人々とは別に、上奏案件を処理する実行者としての有司という存在がその記述表現から浮かびあがる。

また、「下有司」という表現は、皇帝からの視点であると言える。このことから、『漢書』の撰者の叙述の立ち位置が窺える。稲葉一郎が、『史記』と『漢書』の叙述の立場について、「司馬談・遷父子はそれぞれ一官僚として王朝に仕えたのに対して、班固父子にとって漢帝室はいわば姻戚であり、身近であるとともに神聖な王朝であったし、とくに班固は皇帝から漢朝の歴史を書くよう命ぜられたのである。」と指摘するように、班固の叙述の立ち位置は、皇帝・漢帝室にある。だからこそ、有司の職務に対する負の評価表現が、『漢書』の昭帝以降の文章に現れてくるのだろう。一方『史記』の撰者の視点は、一官僚という有司に近いものである。有司に対する直接的な負の評価記述は現れにくい。

『漢書』の撰者の叙述の立ち位置・視点が、『漢書』の叙述表現に、『史記』とは異なる変化をもたらしたと言えるだろう。

なお、「吏」と「有司」の叙述表現については、今後の研究課題としたい。

(資料一)

【十二帝紀】四十四箇所

「文帝紀第四」七箇所 「景帝紀第五」三箇所 「武帝紀第六」五箇所 「昭帝紀第七」三箇所

「宣帝紀第八」七箇所 「元帝紀第九」四箇所 「成帝紀第十」六箇所

「哀帝紀第十一」四箇所 「平帝紀第十二」五箇所

【八表】二箇所

「高惠高后文功臣表第四」二箇所

【十志】三十四箇所

「律歷志第一上」一箇所 「礼樂志第二」一箇所 「刑法志第三」一箇所

「食貨志第四上」一箇所 「食貨志第四下」三箇所 「郊祀志第五上」十一箇所

「郊祀志第五下」十三箇所 「五行志第七上」二箇所 「五行志第七中之下」一箇所

【七十傳】百四十六箇所

「韓彭英盧吳傳第四」一箇所 「荆燕吳傳第五」一箇所 「楚元王傳第六」一箇所

「高五王傳第八」一箇所 「張陳王周傳第十」一箇所 「酈陸朱劉叔孫傳第十三」一箇所

「淮南衡山濟北王傳第十四」五箇所 「蒯伍江息夫傳第十五」二箇所

「萬石衛直周張傳第十六」一箇所 「文三王傳第十七」五箇所 「賈誼傳第十八」一箇所

「爰盜鼂錯傳第十九」四箇所 「景十三王傳第二十三」十三箇所

「董仲舒傳第二十六」二箇所

- 「司馬相如傳第二十七上」一箇所 「司馬相如傳第二十七下」一箇所
「杜周傳第三十」一箇所 「司馬遷傳第三十二」一箇所 「武五子傳第三十三」五箇所
「嚴朱吾丘主父徐嚴終王賈傳第三十四上」四箇所
「嚴朱吾丘主父徐嚴終王賈傳第三十四下」二箇所
「公孫劉田王楊蔡陳鄭傳第三十六」四箇所 「楊胡朱梅云傳第三十七」二箇所
「霍光金日磾傳第三十八」一箇所 「傅常鄭甘陳段傳第四十」二箇所
「雋疏于薛平彭傳第四十一」二箇所 「王貢兩龔鮑傳第四十二」一箇所
「韋賢傳第四十三」二箇所
「魏相丙吉傳第四十四」一箇所 「眭兩夏侯京翼李傳第四十五」二箇所
「趙尹韓張兩王傳第四十六」四箇所 「蓋諸葛劉鄭孫毋將何傳第四十七」二箇所
「蕭望之傳第四十八」四箇所 「馮奉世傳第四十九」四箇所 「宣元六王傳第五十」八箇所
「匡張孔馬傳第五十一」三箇所 「王商史丹傳喜傳第五十二」二箇所
「薛宣朱博傳第五十三」三箇所 「翟方進傳第五十四」三箇所
「谷永杜鄴傳第五十五」二箇所 「何武王嘉師丹傳第五十六」九箇所
「儒林傳第五十八」一箇所 「游俠傳第六十二」一箇所 「佞幸傳第六十三」四箇所
「匈奴傳第六十四下」一箇所 「西南夷兩粵朝鮮傳第六十五」一箇所
「西域傳第六十六下」一箇所 「外戚傳第六十七上」四箇所 「外戚傳第六十七下」九箇所
「元后傳第六十八」一箇所 「王莽傳第六十九上」七箇所 「王莽傳第六十九中」一箇所

注

(1) 張亜初・劉雨『西周金文官制研究』(中華書局、一九八六年)九七頁を参照。釋文は、中国社会科学院考古研究所編『殷周金文集成』(修訂增補本)(中華書局、二〇〇七年)で確認。

- (2) (前掲注1) 張垂初・劉雨『西周金文官制研究』(中華書局、一九八六年)二六、二七、五七、九七、一〇五〜一〇頁を参照。主に、五七頁の有嗣の項、一〇五〜一〇頁の表、二六頁の太史の項を順序を入れ替え訳し要約した。この他周の官制については、貝塚茂樹・伊藤道治が『古代中国』(講談社学術文庫、二〇〇八年)二六〇〜二六一頁の中で、「卿事寮や三有司として一括される司土・司馬・司工などの官や、師氏・小子などとよばれるものがあつた。卿事寮はおそらく祭祀を司る、最も重要なものであつたと考えられ、『周礼』にいう冢宰と春官宗伯とよばれるものをあわせたようなものである。本来はこの卿事寮のうちに三有司も含まれ、最高の行政機関であつたが、中期に三有司が卿事寮から分離し、卿事寮は宮内官的性格が強くなつた。」と述べている。また、木村秀海は、番生殿の銘文から、周代には公族寮、卿事寮、太史寮の三寮があつたとする。『西周官制の基本構造』(『史学雑誌』九四(一)、一九八五年)。
- (3) 原文では、大史寮と記されている。しかし大史の項目の第一行目に「大史(太史)」との記載があるため、大史は太史のことである。混乱を避けるため、ここでは統一して大史を太史、大史寮を太史寮と訳し記すこととした。
- (4) 阎步克「秦汉官吏为什么用“若干石”为等级?」(『文史知识』二〇〇二年第一期)。
- (5) 拙稿「『史記』「封禪書」考——有司の記述に着目して——」(『藝文研究』第一〇八号、二〇一五年)。
- (6) (前掲注5) 拙稿「『史記』「封禪書」考——有司の記述に着目して——」(『藝文研究』第一〇八号、二〇一五年)では、「平華書」の有司記述についての検討が十分になされていなかった。この点については、稿を改めて検討したい。
- (7) 稲葉一郎等先学が『後漢書』「班彪列傳第三十上・下」「列女傳第七十四・曹世叔妻」を根拠にして指摘するように、「漢書」は、班固が父班彪の「後伝」をつぎ撰し、班固の死後は未完部分を妹の昭が補綴し、八表と天文志は馬統の援助を受けて完成したという。稲葉一郎「中国史学史の研究」(京都大学出版会、二〇〇六年)一九一〜一九二頁。『漢書』のどの部分を誰が著したのかを区別することは困難であるため、本稿で『漢書』の撰者という場合には、特に注しない限り班彪、班固の両者を指し、この両者を区別しない。
- (8) 本稿では『漢書』のテキストとして、班固『漢書』(中華書局、一九六四年)を用いた。『史記』のテキストは、瀧川亀太郎『史記会注考証』(史記会注考証校補刊行会、一九五六年)を使用。
- (9) 有司という語の抽出にあたっては、台湾中央研究院の漢籍電子文献瀚典全文檢索系統漢籍全文資料庫 <http://hanchi.jp.sinica.edu.tw/imp/hanjihm> (二〇一五年六月一日閲覧) を利用。注や校勘を除いた箇所数は二百二十八箇所であるが、「司馬有り」を有司とカウントするものが、「百宮公卿表第七上」と「揚雄傳第五十七上」にあるため、その二箇所を除き該当箇所数を二百二十六箇所とした。
- (10) 『漢書』は一般に断代史とされるが、柴田昇が指摘するように、帝紀以外の部分、志や表では五帝以来の歴史が記されて

- いる。柴田昇「漢書」初探——『漢書』の成立と発想に関する初歩的研究——」柴田昇編著『漢書』とその周辺——漢文献資料研究——』(崑崙書房、二〇〇八年)所収、二〇〜二二頁を参照。ただ本稿のここでは、帝紀について述べているので、断代史という語を用いた。
- (11) (前掲注5) 拙稿を参照。なお、これ以降本稿で『史記』の有司記述について言及する場合は、特に注しない限り、拙稿をその言の拠り所とする。
- (12) 現代語訳にあたっては、小竹武夫『漢書』(上(一九七七年)・中(一九七八年)・下卷(一九七九年)筑摩書房)を参照しつつ、筆者が訳した。
- (13) 大庭修一によれば、漢代の皇帝の命令は、策書、制書、詔書、戒書の四種に分かれるという。命令の出し方には、初めから皇帝がこういうことを法律にするといい切って出す場合と、こういう法律を作りたいが、詳細は相談せよと命じ、官僚が作成した規定を皇帝が承認して公布する場合の二つがあり、前者が制書、後者が詔書の形をとるといふ。大庭修一『秦漢法制史の研究』(創文社、二〇〇一年)九〜十頁、二〇三頁を参照。
- (14) 西嶋定生『秦漢帝國』(講談社学術文庫、二〇一三年)一五六頁を参照。
- (15) (前掲注13) 大庭脩『秦漢法制史の研究』(創文社、二〇〇一年)四十二頁を参照。大庭脩は、そうした制度の変化から前漢の権力中枢機関について次のよう述べている。「このように後世の少府の變質の経過を踏まえてみた時、秦から漢初にかけての少府がいかにも未分化の状態であるかが明らかになったと思う。同時に、前漢末から後漢にかけての尚書の臺頭とその後の展開を皇帝の秘書機関の成長という制度史の一つの法則のあらわれとみるならば、前代において秘書的な職務にあり、前漢にいて権力の中樞になっていた官は何であったのかという問いかけが可能であろう。」と。
- (16) 張翼は『漢書』の武帝以前の記述について「漢書、武帝以前紀傳多用史記原文、惟移換之法別見翦裁。」と述べている。張翼著・王樹民校證『廿二劄記校證』上(中華書局、二〇一三年)二八頁。この他楊樹達『楊樹達文集・積微居小學金石論叢』(上海古籍出版社、二〇一三年)四三〇頁に、「漢書百卷、自武帝以前全本史記、此人人所知也。」の記載あり。
- (17) (前掲注7) 稲葉一郎『中国史学史の研究』(京都大学学術出版会、二〇〇六年)二〇六頁を参照。
- (18) 徐公持「论秦汉制式文章的发展及其文学史意义」(『文学遗产』二〇一二年第一期)。
- (19) (前掲注7) 稲葉一郎『中国史学史の研究』(京都大学学術出版会、二〇〇六年)二〇八頁を参照。